

焼却処分場に運ばれてくる生活ごみ(燃やせるごみ)の中には、資源としてリサイクルできる紙類がたくさん混ざっています。

菓子箱や紙袋、包装紙などの雑紙は燃やせるごみと間違えやすいのですが、きちんと分別することで、「ごみ」ではなく「資源」に生まれ変わります。

分別して出すことで、焼却にかかるCO2排出量や処分費用の削減につながります。ごみを出す際は、きちんと分別しましょう。








※お願い
 ・段ボールは雑紙用のネットの中に入れて、紙ひもで縛って出しましょう。
 ・ビニールに入ったカタログなどのダイレクタメールは袋から取り出してから、本類と一緒に出ししましょう。

問い合わせ先
 役場介護環境課環境衛生係
 ☎(86)1153[直通]

ざつがみ
雑紙で出せるもの

 お菓子の紙箱 ※箱は開いておく	 ティッシュボックス ※ビニール部分は外して燃やせるごみへ	 紙袋 ※紙以外の持ち手は取り除く	 チラシ・カタログ類
 包装紙	 はがき ※圧着はがきは燃やせるごみへ	 封筒 ※ビニール部分は外して燃やせるごみへ	 コピー用紙・プリント類・メモ用紙
 トイレットペーパーの芯	 カレンダー ※金具は外して燃えないごみへ		

ざつがみ
雑紙で出せないもの

 においの付いた紙 (せっけん、化粧品、線香の箱など)	 テープなど粘着物の付いた紙	 防水加工された紙 (紙コップ・紙皿・アイスクリームの容器など)
 感熱紙 (レシート・FAX用紙)	 カーボン紙・ノーカーボン紙 (宅急便の複写伝票など)	 ビニールコーティングされた紙
		 写真

ざつがみ
雑紙は、ごみではなく資源です。
リサイクルすれば、資源やごみ袋の節約にもつながります。